

## 上田市日本遺産短編小説書籍化「表紙絵・挿絵イラスト」コンテスト実施要領

### 1. 目的

本要領は、上田市日本遺産と上田市日本遺産短編小説の魅力 را掘り起こすことを目的とした短編小説の書籍化にあたり、「表紙絵、挿絵イラスト」として使用する作品のコンテスト(以下、「本コンテスト」という。)を実施するために必要な事項を定める。

### 2. 募集作品

上田市日本遺産短編小説10点のうちいずれか1作品をベースにしたイラストで、作中の場面を描いたもの、又は、作品のテーマを象徴するようなもの。

### 3. 入賞・賞品

本コンテストの賞は、次のとおり。

- ・最優秀賞 1点 表紙に採用 + 賞金15万円
- ・優秀賞 10点程度 挿絵に採用する場合あり + 賞金2万円
- ・佳作 5～10点程度 挿絵に採用する場合あり + 図書カード3000円分

### 4. 審査員(敬称略)

- ・塩田平ボランティアガイドの会 会長 大口義明
  - ・日本遺産コーチ 株式会社トリッキー 代表取締役 高須賀文子
  - ・上田市日本遺産短編小説執筆者 ペリー荻野
  - ・東京ニュース通信社コンテンツビジネス事業本部 書籍編集責任者 西啓亮
- ほか上田市日本遺産推進協議会関係者

### 5. 審査方法

審査員が下記審査項目に基づいて、採点する。点数を集計し、合計点数が上位の作品から入賞作品を決定する。なお、合計点数が同点の作品がある場合は、審査員が協議の上、入賞作品を決定することとする。

### 6. 審査基準及び審査項目

・本コンテストの目的に沿うものかどうか、短編小説の魅力が伝わるものであるかどうかを基準とする。

#### 【審査項目】

##### ① 魅力表現度の高さ

短編小説書籍の挿絵として作品の魅力が表現されている。

② 貴重性

短編小説の内容をベースにしながらいラストとしてこれまでにない魅力が表現されている。

③ 独創性

イラストとして独自に工夫されている。

④ 主題性

本イラストコンテストへの参加に対する、応募者の意図が伝わる作品である。

⑤ 技術性

イラストとして技術的に高い作品となっている。

7. 応募方法

応募方法は下記の2通りとする。

① 電子データをメールに添付して応募する方法（ファイル転送サービス可）

② 紙媒体の作品を郵送で応募する方法

②の方法で応募する場合は、締切日に応募先に必着とする。

(1) 応募必要事項

・氏名

・ペンネーム

（入賞作品を公表する場合に表示したい名前。本名で良ければ設定なしで可）

・年齢

・住所

・電話番号

・メールアドレス

・応募イラストの小説名

8. 応募作品について

・応募者は実施要領の7応募作品についてまたは8その他注意事項について承諾の上応募したものとみなす。

・本コンテストの入賞作品は、上田市日本遺産推進協議会及び上田市の発行する冊子、発行物および運営する公式ホームページ、デジタル媒体で使用するものとする。

・下記の内容の作品は応募不可とする。

・他のコンテストなどに応募中または応募予定の作品、または過去に入賞した作品

・個人情報（氏名・住所・電話番号・職業・メールアドレスなど）を記入したもの、または特定できるもの

・故意、過失を問わず法律、公序良俗に反するもの、及び恐れのあるもの

・他人のプライバシーを侵害するもの及び著作権を侵害するもの

- ・他人を差別する、もしくは誹謗中傷するなど、名誉や社会的信用を損なうもの
- ・他人や応募者以外が所有する著作権、知的財産権その他一切の権利を侵害するもの及びその恐れのあるもの
- ・未成年者に害を及ぼすもの及びその恐れのあるもの
- ・商業用と判断できる広告意図がある作品、宣伝を目的とした作品、その他勧誘を目的とするもの
- ・生成A Iを使用したもの

## 9. その他注意事項

- (1) 入賞作品のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）、その他一切の権利は上田市日本遺産推進協議会に帰属するものとする。それに伴い、上田市日本遺産推進協議会は全入賞作品の全部又は一部を次の通り使用する。
  - ・短編小説書籍内編集ページでの使用（市販流通の書籍も含む）
  - ・インターネット等電子メディアでの使用
  - ・上田市が発行する刊行物への使用
  - ・短編小説の広告宣伝素材としての使用
  - ・上田市日本遺産推進協議会が承認するイベントや印刷物への使用など
- (2) 応募者は当該作品に関する著作権人格権を上田市日本遺産推進協議会又は上田市日本遺産推進協議会が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 応募作品については、審査終了後返却はしない。
- (4) 入賞決定後でも、応募規約に違反した場合や、他者作品と明らかに類似していると主催者が判断した場合は、入賞を取り消すことがある。
- (5) 本実施要領に明記されていない事項については、上田市日本遺産推進協議会が最終的な決定権を持つものとする。
- (6) 書籍化の際に応募作品は、印刷物の特性上、色味が違う場合がある。

### 【本件に関するお問い合わせ先】

上田市日本遺産短編小説書籍化「表紙絵・挿絵イラスト」コンテスト事務局

（株式会社東京ニュース通信社内）

東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ24階

メールアドレス：ueda.shortstory.ml@tokyonews.co.jp

電話番号：080-5959-8307

（平日11時～17時まで。不在の際は留守番電話へご連絡事項をお伝えください。）